

「被害を取り戻せる」という勧誘に要注意！！

相談事例

以前、未公開株を購入して、1千万円を損失した。先日、その未公開株の被害を取り戻すという財団法人から電話があり、被害金の返還請求を行っているという弁護士の名前を告げられた。当該弁護士について、弁護士会に問い合わせたところ、実在する弁護士だった。昨日、その弁護士から電話があり、「確実にお金は取り戻せるが、被害額の1割の100万円の手数料が必要」と言われた。「年金暮らしで100万円も払えない」と話すと、その弁護士に「10万円でもいい」と言われ、10万円を支払ってしまった。

この話は信用できるだろうか。

◀相談員がアドバイスした内容▶

- 過去に未公開株や架空請求などの被害に遭った人が、公的機関を名乗る団体や弁護士などから「**被害を取り戻せる**」という勧誘を受けたという相談が多数センターに寄せられています。
- 一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などとかたって、手数料を求めるなどの**詐欺的な勧誘**だと思われるので、絶対に応じないようにしましょう。
- 過去の損失を取り戻せる可能性はほとんどありません。

見守りのポイント

「**被害を取り戻せる**」というのは、魅力的な誘い文句です。しかし、実際に被害が回復されたケースは1件もありません。

「被害を取り戻せる」と言って勧誘し、実際は手数料などを支払わせることが目的です。

「被害を取り戻せる」と電話が掛かってきても、信用せずに、**きっぱりと断りましょう。**



お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111